

別表第2(第3条関係)

項目	基準値(単位検液1リットル中のミリグラム値)	
	地下水	土壌
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
有機燐	—	検出されないこと。
鉛	0.01	0.01
六価クロム	0.02	0.05
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0005	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002	0.002
1・2—ジクロロエタン	0.004	0.004
1・1—ジクロロエチレン	0.1	0.1
1・2—ジクロロエチレン	0.04	0.04
1・1・1—トリクロロエタン	1	1
1・1・2—トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.01
1・3—ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	0.006
シマジン	0.003	0.003
チオベンカルブ	0.02	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.01	0.01
ふっ素	0.8	0.8
ほう素	1	1
1・4—ジオキサン	0.05	0.05

備考

- 1 「検出されないこと」とは、第3条第2項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 有機燐については、地下水の基準値を設けないものとする。